

## 留意事項

### 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出

千曲坂城消防本部

#### 消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

火災とまぎらわしい行為を消防機関が把握するための届出です。  
届出を受理しても、焼却等の行為を許可するものではありません。

#### 廃棄物の野外での焼却（野焼き）は法律により禁止されています。

廃棄物等の焼却は、一部の例外を除き、禁止されています。  
（違反者には罰則が科せられます。）

※廃棄物の処理について不明な点がある場合は、市・町の廃棄物担当課へお問い合わせください。

#### <焼却をする際の注意事項>

- (1) 風の強い日には焼却をしない。風向きに注意する。
- (2) 少しずつ燃やす。（一度に多量の焼却をしない。）
- (3) 水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- (4) 燃えつきるまで決してその場を離れない。  
（燃えつきたと思っても再燃する場合があります。完全に消えたか確認し、必要に応じて水をかけて消火しましょう。）
- (5) 煙や灰などがご近所迷惑にならないように、配慮して行う。

届出様式または電話により、最寄りの消防署へ届出してください。

#### 【届出に関する問い合わせ先】

- |           |    |              |
|-----------|----|--------------|
| ・戸倉上山田消防署 | 電話 | 026-276-0119 |
| ・更埴消防署    | 電話 | 026-274-0119 |
| ・坂城消防署    | 電話 | 0268-82-0119 |